

板倉町予算決算常任委員会

議事日程（第1号）

平成27年6月9日（火）午前10時30分開会

1. 開 会
2. 挨 拶
3. 審査事項
 - (1) 議案第37号 平成27年度板倉町一般会計補正予算（第1号）について
 - ① 予算説明
 - ② 質疑
 - ③ 採決
 - (2) 議案第38号 平成27年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
 - ① 予算説明
 - ② 質疑
 - ③ 採決
 - (3) 議案第39号 平成27年度板倉町水道事業会計補正予算（第1号）について
 - ① 予算説明
 - ② 質疑
 - ③ 採決
4. 閉 会

○出席委員（12名）

委員長	今 村 好 市 君	副委員長	亀 井 伝 吉 君
委員	小 林 武 雄 君	委員	針ヶ谷 稔 也 君
委員	本 間 清 君	委員	島 田 麻 紀 君
委員	荒 井 英 世 君	委員	小 森 谷 幸 雄 君
委員	延 山 宗 一 君	委員	黒 野 一 郎 君
委員	市 川 初 江 さん	委員	青 木 秀 夫 君

○欠席委員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	栗 原 実 君
教 育 長	鈴 木 優 君
総 務 課 長	根 岸 一 仁 君

企画財政課長	小嶋	栄君
戸籍税務課長	丸山英	幸君
環境水道課長	荻野恭	司君
福祉課長	小野田博	基君
健康介護課長	落合	均君
産業振興課長	橋本宏	海君
都市建設課長	高瀬利	之君
会計管理者	山口秀	雄君
教育委員 会 長	多田	孝君
農業委員 会 長	橋本宏	海君

○職務のため出席した者の職氏名

事務局長	根岸光	男
庶務議事係長	川野辺晴	男
行政安全係長兼 議事事務局書記	小林桂樹	

開 会 (午前10時30分)

○開会の宣告

○事務局長(根岸光男君) それでは、引き続きまして、予算決算常任委員会を開会させていただきます。

○委員長挨拶

○事務局長(根岸光男君) 開会に先立ちまして、今村委員長よりご挨拶をいただきます。よろしくお願ひします。

○委員長(今村好市君) 大変お世話になります。今定例会の補正予算につきましては、本委員会に付託をされました。委員もしくは執行部の皆さんにおきましては、慎重なる審議をいただきたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局長(根岸光男君) それでは、これより進行は今村委員長、よろしくお願ひいたします。

○議案第37号 平成27年度板倉町一般会計補正予算(第1号)について

議案第38号 平成27年度板倉町介護保険特別会計補正予算(第1号)について

議案第39号 平成27年度板倉町水道事業会計補正予算(第1号)について

○委員長(今村好市君) 新しい議員さんもいらっしゃいますので、質問等については、最初に1項目ずつ質問をいただいて、一巡ある程度して、2項目もし質問がありましたら、そういう形で、まとめて何項目かということではなくて、1項目ずつやりとりをして質問をお願いしたいと思います。

それでは、付託されました議案第37号 平成27年度板倉町一般会計補正予算(第1号)から議案第39号 平成27年度板倉町水道事業会計補正予算(第1号)までの3件につきまして審査を進めてまいりたいと思います。

まず最初に、議案第37号 平成27年度板倉町一般会計補正予算(第1号)について担当課長から説明をお願いいたします。

小嶋企画財政課長。

[企画財政課長(小嶋 栄君)登壇]

○企画財政課長(小嶋 栄君) それでは、議案第37号であります平成27年度一般会計補正予算(第1号)につきまして、詳細な説明をさせていただきます。

まず、表紙でございますが、先ほどの町長の提案理由のとおりでありますので、省略をさせていただきます。

また、2ページの第1表、歳入歳出予算補正、3ページの歳出につきましても、先ほどの町長の提案理由のとおりでありますので、省略をさせていただきます。

4ページをお願いしたいと存じます。歳入歳出予算補正事項別明細書でございます。

まず、歳入でございますが、14款国庫支出金から20款諸支出金まで、合計しまして2,812万8,000円の補正でございます。歳入額を53億7,812万8,000円とするものでございます。

続きまして、歳出でございますが、1款の議会費から10款の教育費まで合計で2,812万8,000円を補正しまして、53億7,812万8,000円とするものでございます。補正財源につきましては、右の表のとおりでございま

して、国庫支出金が828万5,000円、その他でございますが、これは20款の諸支出金でございますけれども、424万8,000円、一般財源としまして1,559万5,000円となっております。

続きまして、6ページをお開きいただきたいと思います。

[何事か言う人あり]

○企画財政課長（小嶋 栄君） 失礼しました。20款諸収入でございます。訂正させていただきます。

続きまして、6ページをお開きいただきたいと存じます。歳入でございますが、歳入の詳細でございます。14款1項1目民生費国庫負担金75万2,000円の追加であります。介護保険低所得者保険料軽減負担金としまして、国より2分の1分を受け入れるものでございます。

次の段ですが、14款2項1目総務費国庫補助金715万7,000円の追加であります。社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度でございますけれども、システム整備費としまして、国より受け入れるものでございます。

続きまして、15款1項1目民生費県負担金でございますが、37万6,000円の追加であります。介護保険低所得者保険料軽減負担金としまして、群馬県より4分の1分を受け入れるものでございます。

17款寄附金でございますが、一般寄附金としまして29万9,000円を追加するものでございます。

19款繰越金でございますが、1,529万6,000円の追加であります。前年度繰越金を補正財源として追加するものでございます。

20款諸収入でございますけれども、424万8,000円の追加であります。公益財団法人市町村振興協会より、サマージャンボ交付金としまして、そこに掲載してあります魅力あるコミュニティづくり支援事業助成金としまして174万9,000円、一般コミュニティ支援事業助成金としまして249万9,000円をそれぞれ受け入れるものでございます。

続きまして、8ページをお開きいただきたいと存じます。歳出になります。この歳出の関係でございますが、職員人件費ということで、14項目による補正がございます。これは4月1日の人事異動による補正と組み替えによるものとなっております。14項目の全体で406万円の追加となっておりますので、今後職員人件費につきましては、説明のほうは省略をさせていただきたいと存じます。

それでは、8ページの下段になりますが、2款総務費、1項8目情報推進費749万8,000円の追加であります。歳入でもありましたマイナンバー制度に係る改修費を追加するものでございまして、749万円の追加となっております。

続きまして、同款同項10目自治振興費でございますが、424万8,000円の追加でございます。コミュニティ助成事業としまして、まずは魅力あるコミュニティ助成事業としまして、174万9,000円の追加であります。これは第3行政区の集会所のトイレ改修事業として交付されるものでございます。また、一般コミュニティに関しましては、17区の祭礼備品、要するにお祭りの備品でしょうか、祭礼備品整備費としまして交付をされるものでございます。

続きまして、9ページの中段をごらんいただきたいと思います。2款2項2目賦課徴収費でございますが、15万7,000円の追加であります。説明欄にもありますとおり、公売財産鑑定評価委託料としまして15万7,000円の追加でございます。いわゆる不動産鑑定料の追加ということになってございます。

続きまして、10ページをお開きいただきたいと存じます。10ページの下段でございますが、3款1項2

目高齢者福祉費150万4,000円の追加であります、介護保険特別会計への保険料軽減分を国、県、町分を合計しまして150万4,000円を追加するものでございます。

続きまして、11ページにつきましては、職員人件費でありますので、省略します。

12ページにつきましても、それぞれ職員人件費でありますので、説明は省略させていただきたいと存じます。

13ページについても、同じでございます。

飛びますが、14ページをお開きいただきたいと存じます。6款農林水産業費、1項5目農地費1,066万1,000円の追加であります。県営五箇谷地区ほ場整備事業としまして1,066万1,000円の追加であります。ほ場整備の同意率が95%を超えたため、スムーズな事業遂行が可能と判断し、今般の計上となっております。

続きまして、15ページにつきましては、省略をさせていただきます。

16ページにつきましても、職員人件費でありますので、説明のほうは省略させていただきます。

以上であります、平成27年度一般会計補正予算（第1号）につきましても説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、採決いただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○委員長（今村好市君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

青木委員。

○委員（青木秀夫君） 8ページのこの情報推進費、これ来年度からマイナンバー制度が導入されるに当たってのこのシステムの整備事業だということなのですが、これは仕組み自体をもうちょっと、金額ではなくて、教えていただきたいのですが、このマイナンバー制度という自体のいろいろマスコミには出ているのですが、なかなか理解しがたくて、わかりやすく何か説明いただければと思うのですが、どの辺までこれは使われるのかとか、マイナンバー制度といっても、いろいろ利用範囲が物すごく広いのですけれども、とりあえずどこら辺から入って、将来どこら辺までいくのだとかと、そういう予定があるのでしょうから、その辺のところを説明いただけますか。

○委員長（今村好市君） 総務課長。

[総務課長（根岸一仁君）登壇]

○総務課長（根岸一仁君） マイナンバーの大きな概略ということでお答えするということになると思えますけれども、ご承知ください。

まず、マイナンバーをどう活用するかということなのですが、現在行われているのは、公的なものをまず中心にということで行われております。具体的には税金の問題であるとか、社会保障の手当て関係、そのような社会保障関係とか、公的なもので使うものをここ3年のうちに整備をしていくというような形で、まずシステム改修を行い、各自自治体がシステム改修を行った後に、今度は全国の自治体をネットでつなぐという専用回線になりますけれども、ネットでつなぐようなことになっていきます。その後の段階としまして、今度は民間への協力、連携をお願いすることになりまして、例えば銀行であるとか、会社の給与関係、そういったものをその1つの税番号制度でつないでいくというような形をとって、1つの番号を打ち込むことによって、例えば医療の医薬品、薬を何を使っているとか、どういう診療を受けたとかということから、

税金の収入の関係まで幅広く使っていくということで考えられております。まずは、それは最終的にはそういう使い方をするということらしいのですけれども、当面としましては、今回の補正にも載せていただきましたけれども、まずは住基ネットが各自治体に整備されていますけれども、その住基ネットのシステム改修を今年度中に行う予定になっております。来年度中には今度は税システムのほうも改修を済ませて体制を整えるということを考えている予定になっております。実際今度は皆さんの住民の方につきましては、今年の10月から番号の付番、付番ということは、あなたは何番ですよということを国のほうが一括をしまして通知でもって知らせることになります。その通知カードを今度は来年の1月に各地方公共団体の窓口におきまして、カード、ICカードの入ったカードに取り替えるという、そういう2段的な作業があります。ただ、ICカードを替えるかどうかはあくまでも本人の意思です。本人が意思を持って役場にその通知カードを持ってきてカードを取り替えるということになりますので、決して強制ではありません。この10月に行う通知カードには、その個人番号が書いてありますので、ICカードがなくても、その番号自体は各人がわかっておりますので、もし例えば税金の申告の記入欄であるとか、ほかのそういった必要な記入欄につきましては、通知カードを持っていれば、それで対応ができるというような内容となっております。

まだまだ細かい点につきましては、政府のほうもまだ決定したものがなくて、今後徐々にそういう体制を整えていくということで、当面29年度までには、平成29年度中に全国の地方公共団体が同じ足踏みでシステム改修などを終了しまして、その後の体制に備える、要するに今度は全国のネットを通じてお互いの自治体の情報をやりとりして、町民の方は例えば引越した場合でも、前の住所から所得証明であるとか、そういった一切の手続をすることなく、その新しく申請した自治体で、その税番号制度を用いることによって手続を終了できるというような内容となっております。

それと、今、日本年金機構のほうで情報の漏えいということで問題になっておりますけれども、この情報のセキュリティーに関しましては、各自治体のほうでPIAという表現をしていますけれども、私の自治体ではそういう情報についてこれだけのセキュリティーを持っていますよという宣言をしなくてはなりません。その宣言も今年度中に行う予定になっております。これは板倉も当然今年度中に行うのですけれども、そのようなセキュリティーの機構、体制を整えた後に、そういうカード等の取り扱いを行っていくということで現在進めているような状況です。なかなか具体的な内容はまだ示されていないので、わかりづらい点も多いかと思いますが、全体的には3年後にほかの自治体とネットワークができていって、その後民間ともそういう情報のやりとりをやって、番号を入れることによってワンストップで事務が終了するというようなことが理想だと言われております。

以上です。

○委員長（今村好市君） 青木委員、申しわけないのですが、自席で立って質問をお願いいたします。答弁者も立っておりますので、よろしくお願いします。

○委員（青木秀夫君） 済みません。今はちょっと詳しく説明されてしまって、今度はわからなくなってしまって、これ全国ネットでやっていくということになると、どこかでこれ一括で将来コントロールするところがあるわけでしょう。それはどこがコントロールするような仕組みになるのですか。まだ決まっていないのですか、それ。将来今でいくと順次広げていって、民間のやつも全部ICカードというの、それで1つで全てのことが使えるということになると、それをどこかが情報を一括で管理するところができるのでし

ようけれども、それはまだどこがやるというのも決まっていないうし、どこでやるかもそういうのはないのですか。それで、何でこれできるのですか、ここへ。自治体間の順次やっていくのだとかというのは。

○委員長（今村好市君） 総務課長。

[総務課長（根岸一仁君）登壇]

○総務課長（根岸一仁君） 組織は既に政府のほうで、政府というか、政府から依頼を受けた団体ができております。名前はちょっと長いのですけれども、地方公共団体情報システム機構、地方公共団体情報システム機構、略しましてJ-L I S、ジャパンのJにハイフンのライオンのL、あとIです。板倉のI、ステーションのS、J-L I S、ジャパンのJ、それとハイフンを入れまして、ライオンのL、板倉のI、スイスのS、J-L I Sというふうに略しています。ここが政府からの委託を受けまして、機構ができております。この機構が全国の自治体から先ほど申しましたカードの委託業務を全て請け負っております。請け負った後に、もう板倉も依頼を出してありますけれども、その後このJ-L I Sのほうから通知カードが全国一斉に流されます。そんなようなことで全国的なまとめる組織としてはJ-L I Sがあります。ネットワークと先ほど言いましたけれども、これは日本で2つの基地を設けるそうです。東日本と西日本に1カ所ずつで、それぞれ相手のデータを保管するということになるそうです。ただ、その場所はいくまでも秘密なので、どこということは一切伝えられていません。今わかっているのはそんなところですよ。

○委員長（今村好市君） 青木委員。

○委員（青木秀夫君） 今のそのJ-L I Sという組織ですけれども、それは国がやるのですか、これは民間の団体になっているのですか。もう決まっているのですね、これは。

○委員長（今村好市君） 総務課長。

[総務課長（根岸一仁君）登壇]

○総務課長（根岸一仁君） J-L I Sは、半官半民みたいなものです。全くの民間ではなくて、国の委託を受けたそういった団体ですよ。

あと、もう一つ何でしたっけ。

○委員（青木秀夫君） バックは別なのですか。

○総務課長（根岸一仁君） バック。

○委員（青木秀夫君） 民間の誰かがその管理やっているのでしょ。

○総務課長（根岸一仁君） ちょっとそこまではわかりませんが。

○委員（青木秀夫君） 個人の団体、企業が何かやっているのではないの。

○総務課長（根岸一仁君） 国からそういう委託を受けた1つの機構をつくったということで聞いていますけれども、具体的に何をやるかとまではちょっと認識はしていません。

○委員長（今村好市君） 青木委員。

○委員（青木秀夫君） このセンターを東日本と西日本でつくるのだなんて、何か前から町長が言っている、板倉に企業誘致で大きな組織が何か県の企業局から話に来ているなんて話は、それとは関係ないのかね。秘密な話だとかと言って何か進めているようなのですけれども、そのJ-L I Sというのが半官半民でもう組織できて動いているのですか、これは。どこかにでは霞が関の隣あたりのあそこら辺の虎ノ門あたりに事務所構えてもう始まっているのですか。そこはどんな組織なのですか。大組織になっているのですか、もう。

そこへ板倉町なんか全部今度さっきいろいろ聞いていると、10月までに番号が割り当てられる、各人に。日本中の全員にですか。これは生まれたゼロ歳の子から全部にですか、生きている人全部にその番号が割り当てられると。そうするとこれ我々はこういうのに弱いし、管理が悪いからなくしてしまったり、そういうどこかなくす、紛失までいかなくても、家のどこかに紛れ込んでしまっているとか、そういうことをすぐ問題出てくるけれども、そういったときのバックアップしていくような制度というのか、何かいろいろ問題起きたときに、面倒な手続なくて、簡単に手続が済むような、そういう仕組みなんてこれはあるのですか。これ大事な問題だし、これ一旦なくしてしまったら、ゼロ歳の子から全部やるのでしょ、寝ている人まで。これが10月までに割り当てられるのですか。

○委員長（今村好市君） 総務課長。

[総務課長（根岸一仁君）登壇]

○総務課長（根岸一仁君） J-L I Sの本部そのものは東京都内の郊外にあります。インターネット引くとJ-L I S自体は、機構とか、そういうものは出てきます。

番号、付番の関係につきましては、10月に現在生まれている赤ちゃんから全部つきます、番号は。それが通知されるわけなのですが、もしそれをなくしてしまったりとか、そういう場合は何らかの形でその救済策はとるとは思うのですが、具体的にこうするというのは今のところこちらの持っている資料としてはない状態ではあります。でも、そういうことは当然予想はされますので、その辺の対策もあるかなとは思いますが。ちょっと今の段階ではそれだけしかお答えできないのですけれども。

○委員長（今村好市君） 青木委員。

○委員（青木秀夫君） では、遠い将来とかではなくて、もう今年の10月ということは、非常にもう現実的な話なのですね。これからの話ではなくて、今の話なのですね。それが各人に全部番号が振り分けられるわけですか。それに基づいてこれからいろいろ税とか、社会保障の関係のものはそのカードを使っていろいろ役場とのやりとりとか、そういう公共的なもののやりとりは使っていくようになるのですか。そうすると、それをさっきちょっと説明した。それは申請して個人の自由で申し込んでもいいのだし、申し込まなければ申し込まなくてもいいのだと、その番号だけ確保しておいて使わなくてもいいのだと、その意味はどういうことなのでしょうか、これ。

○委員長（今村好市君） 町長。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 番号は割り振られますけれども、そのカードの中のチップというのが、それは全ての情報を含むわけです。そのチップ付きのカードを例えば求めるかどうかというのは、その個人の自由と、今のところそういう見解でよろしいと思います。ですから、そのチップそのものを極端に言えば剥がしてしまえば、今日冒頭話したようないろんな既に米国、アメリカで先行しているような被害も出ているし、また逆に言えばいろんなメリットもありますわけです。税を納める人と納めない人の不公平さをちゃんと自動的に所得も把握できるしとか、あるいはお薬を幾つものお医者から重ねて重複してもらうということも全部この人はこの1種類にしなさいみたいなことまで極端に言えば全ての情報が入るということになるのだらうと、推測の範囲と今の聞いている情報の範囲内ですが、ということでその一番入り始めが28年、来年の1月1日現在から入ると、その準備で今年の10月にそういった番号がもう既に割り振られるというこ

とになっているそうです。知らず知らずに着々と、我々も知らなかったのですけれども、国会議員がちゃんと国会で、我々の選んだ国会議員がそういうことを賛成多数でやってきているということです。そういうことです。

○委員長（今村好市君） 青木委員。

○委員（青木秀夫君） 私なんかはこういうのは全く不案内でわからないのですけれども、これその仕組みをつくるのに、各自治体で例えば板倉町だと700万円ぐらいな予算でできるのですか、それとも今年度が予算700万円で、来年も、次の年もかかってきて、相当のこれ金額かかるのでしょうか、この仕組み、全国ネットをつくるには、700万円ぐらいではこれ大した金額ではないよね。全国いったって、何百億円ぐらいな金だから、何兆円ってかかるのではないかなと思うのだけれども、その仕組みをつくるのに。今年の予算が700万円ということなので、これから本格的にかかってくるということなのではないでしょうか。

○委員長（今村好市君） 総務課長。

[総務課長（根岸一仁君）登壇]

○総務課長（根岸一仁君） この関係につきましては、日本全国をネットワークで結ぶということになりまして、その大もとのソフトであるとか、コンピューター関係は国がこれはやります。ですので、各自治体はちょっと言い方に語弊があるかもしれませんが、端末の整備なのです。ですので、今回その本部がコンピューターまたは新しいシステムをつくった、それに合わせるための改修費用なのです。ですから、今回やっしまえば、次に何かソフトを変えるとか、そういうことをしない限りは、今の今回改修した700万何がしかのこの金額でしばらくはいけるということで、特に来年また新たにこのぐらいの金額がかかるということはありません。

○委員長（今村好市君） 青木委員。

○委員（青木秀夫君） よくわからないけれども、そんな遠い将来ではなくて、もう現実の話でこれは始まるわけなのですね。そうするとその辺のことを私が知らないからみんなも知らないのだろうと言っては悪いのですけれども、やはりこのマイナンバー制度って、カードの重要性とか、そういうものをまずみんな全部がわかるわけではないし、そういうのを相当事前に周知させる必要があるよね。これ紛失したら大変なのだよ、これというような。あるいは使い方とか、そういったものも含めて、もう来年の1月1日からでは、もうすぐではないですか。だから、相当宣伝して知らせていく必要がいろんな機会にいろんなもので説明していく必要があるかと思うのです。こういうのになれている人はいいのかもしれないですけれども、結構不案内の人もいると思うので、さっきの町長の話だと、よくわからないのだけれども、何かチップが入っているのと入っていないのでどうのこうのと言われても、我々わからないのですけれども、その辺のことも含めて徹底的にこれを知らせていく必要があるかと思う。時間がもう間近ですものね。もっと先の話かなと思っていたのですけれども、わかりました。では結構です、説明も。

○委員長（今村好市君） ほかに質疑ありませんか。

荒井委員。

○委員（荒井英世君） 9ページですけれども、賦課徴収費、町税徴収管理業務15万7,000円の追加ですけれども、この公売財産鑑定評価委託料ですけれども、項目からちょっと判断しまして、これ差し押さえた物件を公売するための鑑定評価の委託料ということでもいいのですか。

○委員長（今村好市君） 戸籍税務課長。

[戸籍税務課長（丸山英幸君）登壇]

○戸籍税務課長（丸山英幸君） 議員のおっしゃるとおり、差し押さえをした物件の鑑定委託料です。

○委員長（今村好市君） 荒井委員。

○委員（荒井英世君） その差し押さえですけれども、どんなものを、物品としてはどんなものがあるのですか。

○委員長（今村好市君） 戸籍税務課長。

[戸籍税務課長（丸山英幸君）登壇]

○戸籍税務課長（丸山英幸君） 物件としましては、市街化区域内の農地を差し押さえております。

○委員長（今村好市君） 荒井委員。

○委員（荒井英世君） その差し押さえた農地ですけれども、これから鑑定評価しますよね。それはどういった形で公売するのか、その方法を教えてください。

○委員長（今村好市君） 戸籍税務課長。

[戸籍税務課長（丸山英幸君）登壇]

○戸籍税務課長（丸山英幸君） 今考えておりますのが、12月に東部地域、太田からこちらの地域なのですが、そちらの自治体が共同で合同公売を行います。そのときに板倉の物件として公売をしていきたいと今考えております。

○委員長（今村好市君） よろしいですか。

○委員（荒井英世君） はい。

○委員長（今村好市君） 次、質疑ありますか。

市川委員。

○委員（市川初江さん） 11番、市川です。8ページでございますけれども、ちょっと確認をしたいのですが、2款の10目のところでございますけれども、コミュニティ助成事業で400万何千の追加がございます。ここで、1つは170万円、もう一つは約250万円ぐらいの追加ということでございますけれども、これは170万円は何か3区の行政区のトイレの設置ということでしたね、説明は。その下の約250万円は17区のお祭りか何かの備品ということでございますけれども、それで間違いないでしょうか。

○委員長（今村好市君） 総務課長。

[総務課長（根岸一仁君）登壇]

○総務課長（根岸一仁君） 内容的には、ただいま議員おっしゃったとおりで間違いございません。さらにちょっと詳しく申し上げますと、トイレの改修は第3行政区になります。水洗化をするということで、こちらはこのコミュニティの種類によって補助額が変わるのですけれども、こちらは50%の補助ということで、全体では350万円かかるのですが、その175万円が補助となっております。もう一つが17行政区のこれは獅子舞の関係です。今、お獅子が3体あるのですけれども、その修理と、あとは包み、ほかに続く付随するものです。あとは着るものとか、そういったものを250万円、こちらは100%補助ということで今回の補正に上げさせていただきます。

○委員長（今村好市君） 市川委員。

○委員（市川初江さん） 具体的に聞きたかったので、説明して下さってありがとうございます。これコミュニティ事業の場合は、これは県のほうの何か予算は宝くじか何かの予算のほうのあれでございますでしょうか。

○委員長（今村好市君） 総務課長。

[総務課長（根岸一仁君）登壇]

○総務課長（根岸一仁君） はい、おっしゃるとおりです。宝くじのそれを財源にした補助となっております。

○委員長（今村好市君） よろしいですか。

市川委員。

○委員（市川初江さん） 17区の獅子舞の件は100%補助、それでトイレの水洗のほうは50%の補助ということですが、これはどういうあれで決まっているのでしょうか、そのパーセントは。

○委員長（今村好市君） 総務課長。

[総務課長（根岸一仁君）登壇]

○総務課長（根岸一仁君） コミュニティ事業の補助という簡単に一言で書いてありますけれども、これはまず2つに大きく分かれます。その補助をどこが出すかということで2つに分かれるのですが、今回の水洗トイレの50%補助に関しましては、財団法人の群馬県市町村振興協会というところがありまして、そちらから出てくるものです。そちらのほうでまたこれが2種類ありまして、100%出るものと半分50%出るものの2種類があります。では、何が違うかといいますと、一般備品の整備というものに関しましては100%、住民センターの整備に関しましては50%という規定になっておりますので、今回の補助率となっております。

○委員（市川初江さん） 了解。

○委員長（今村好市君） 次に、ほかに。

延山委員。

○委員（延山宗一君） 14ページの農地費の関係なのですが、県営五箇谷ほ場整備事業があります。1,000万円というふうなことの補正が上がっているわけなのですが、95%の同意が得られてスタートをするということに先ほどの説明があったわけなのですが、残りの5%も当然対応もしていかなければならないということであるわけなのですが、今回の1,000万円の補正ということの中で、法手続・設立申請作成業務委託ということに明記されているのですが、それについてはどの辺のところまで今回の予算の中で進めていくのかお伺いしたいと思います。

○委員長（今村好市君） 産業振興課長。

[産業振興課長（橋本宏海君）登壇]

○産業振興課長（橋本宏海君） ただいまのご質問なのですが、五箇谷地区につきましては、過年度80%を超えるぐらいの地元同意を得た中で、計画を樹立してということで推進を図ってきて、最終的には28年度事業採択に向けてということで地元と調整をしているわけなのですが、県で事業を今回の国につなぐという中で、やはり95%の同意がどうしても必要というような形の中で、95%の同意を目指して、やっとここに来てできたということでございます。それと合わせた形の中で、1つは工事を実施するための県営事業としての同意というのが1つあるわけなのですが、それとあわせて、県営事業の事業主体とし

て、改良区、土地改良区を設立する必要がございます。これにつきましては、地元の事業主体となりまして、やはり同様に地元が改良区を設立する。そのためにはやはり法律上は3分の2以上の同意で改良区設立できるわけなのですけれども、当然3分の2の同意ですと、事業のほうは実施というのはなかなかできないというような中で、95%の同意というような形の中で、町のほうも予算化をして改良区を設立するための予算措置を実施して、今年度中に一応改良区設立のための国有地の編入とか、国有地を編入した後の計画だとか、また改良区設立するための計画書だとか、そういったもろもろの作業をしながら、国に対する工事の補助採択の申請と合わせて、県に対して改良区の設立の申請を今年度実施していきたいというような中で改良区設立分としての補正の内容でございます。

雑駁な説明ですけれども、以上でございます。

○委員長（今村好市君） 延山委員。

○委員（延山宗一君） そうすると28年、来年これいよいよスタートができるということなのですけれども、この来年スタートするに当たっての当初の計画の面積は何ヘクタールというふうなことの増減はなかったのか。また、その残りの5%、どのような対応をしていくか。

○委員長（今村好市君） 産業振興課長。

[産業振興課長（橋本宏海君）登壇]

○産業振興課長（橋本宏海君） 現時点ですと、五箇谷につきましては、主に100ヘクタールの事業区域というようなことでの設定でございます。残りの5%の同意につきましては、最終的な各論の中で、その方が本当に地区の中に必要なかどうかという部分も含めて、最悪どうしても入れなければ、地区の端であれば、その部分はどうしても地区除外をすとか、区域の若干の変更をすとか、あとは中で入れ替えをするような形とすとか、これは個別のものとして個々に交渉を地元でして行って、最終的にはこの100の中の5%をどういった形でしていくかというのは今後の課題というような形の中で、今地元と調整中というような形でございます。

○委員長（今村好市君） 延山委員。

○委員（延山宗一君） そうするとなかなか難しいところがあるということは、非農用地をその中に充てていくということはないのですね。

○委員長（今村好市君） 産業振興課長。

[産業振興課長（橋本宏海君）登壇]

○産業振興課長（橋本宏海君） 非農用地の計画そのものは五箇谷の中でも若干ミニ防災ステーションだとか、地区の幹線道路を設定しようよということでのいろんな意見がある中で、今調整はしているわけなのですけれども、未同意の土地をその非農用地に充てようということではなくて、未同意の部分が若干地目上の問題で土地改良に含むのがいいのか悪いのかという議論の中で、そういう地区除外とか、検討するというようなことで、非農用地とは別物ということでご理解いただければと思います。よろしく願いいたします。

○委員長（今村好市君） 延山委員。

○委員（延山宗一君） そうすると非農用地も計画をしているということなのですけれども、防災ステーションとか、そういうものも予定組まれているということなのですけれども、何ヘクタールぐらい予定をされているのですか。

○委員長（今村好市君） 産業振興課長。

[産業振興課長（橋本宏海君）登壇]

○産業振興課長（橋本宏海君） 具体的な計画については検討中というところで、今の計画の中では今後それを盛り込んでいきたいということで調整中ということで、あくまでも目安とすると、ミニ防災ステーションみたいなものが谷田川堤防上に計画できたらいいのではないかとか、あとは過去に出された地元からの陳情で、地区の幹線道路というようなことで陳情されている部分を、事業が進捗した段階では用地を手当てすることで、その地区の幹線道路を確保できるようなところに土地改良が一翼を担えればということで、具体性についてはこれからまだ鋭意詰めていくような形ではございます。

○委員長（今村好市君） 延山委員。

○委員（延山宗一君） そうしますと、いよいよスタートすることなのですからけれども、最終年度、何年までに完成するというような計画で進んでいますか。

○委員長（今村好市君） 産業振興課長。

[産業振興課長（橋本宏海君）登壇]

○産業振興課長（橋本宏海君） 今現在、地元とお話し合いをして、県等から説明している内容ですと、一応完了は33年度とは一口には言っております。ただし、これは国の国庫金だとか、今、実際交付金事業で五箇谷については実施をしようというようなことでは計画されているのですけれども、交付金のつきが最近ちょっと落ちてきているとかで、このまま一応目安とすれば33年度とは言っているのですけれども、その事業期間については、若干長引いてくるのかなというのが現時点での予測ではございます。

○委員長（今村好市君） 延山委員。

○委員（延山宗一君） 地元の協力を得ながら計画どおりに進んでいくことを期待をしたいと思います。

以上です。

○委員長（今村好市君） ほかに質疑ありませんか。

よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（今村好市君） それでは、質疑を終結いたします。

議案第37号 平成27年度板倉町一般会計補正予算（第1号）について採決を行います。

原案のとおり可決決定すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（今村好市君） 異議なしと認めます。

よって、議案第37号は原案のとおり可決決定すべきものといたします。

次に、議案第38号 平成27年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、担当課長からの説明をお願いいたします。

落合健康介護課長。

[健康介護課長（落合 均君）登壇]

○健康介護課長（落合 均君） それでは、議案第38号 平成27年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、介護保険条例の改正もご議決いただきましたが、保険料軽減に関する補正予算の部分でございます。軽減を行う介護保険料を減額いたしまして、同額の減額保険料分を一般会計から繰り入れを行うため、既定の歳入歳出予算の総額に増減はございません。

それでは、議案書の2ページをお願いいたします。歳入歳出予算補正でございますが、歳入のみとなります。1款の保険料につきまして150万4,000円を減額いたしまして、7款の繰入金、一般会計繰入金を同額の150万4,000円を追加といたしまして、総額につきましては11億4,027万8,000円の総額のままで、変更はございません。

次に、4ページをお願いいたします。内訳につきましてご説明申し上げます。1款1項1目保険料、1節現年度分特別徴収保険料から138万4,000円を減額いたします。特別徴収保険料につきましては、年額18万円以上の年金を受給されている方の介護保険料を年金から天引きで納付いただいている部分の保険料でございます。年金特徴という形で年金から納めていただいている方の部分についての減額分が138万4,000円ということで見込んでございます。

次に、2節の現年度分普通徴収保険料を12万円減額いたします。普通徴収につきましては、先ほどの特別徴収の対象以外の方または4月1日以降に65歳になられた方、転入された方とか、そういった理由で年金から天引きで介護保険料を納めていただけない方について、町が発行いたします納付書により、または口座振り替えをお申し込みいただければ、口座振り替えで納付いただく保険料分でございます。それぞれ合わせまして150万4,000円の減額ということでございます。

次に、7款の繰入金でございますが、5目低所得者保険料軽減繰入金に150万4,000円の追加でございます。この減額分につきましては、一般会計の歳出のほうの補正でもございましたが、国が2分の1、県と町が4分の1ずつ負担をいたしまして、一般会計から介護保険特別会計へ繰り入れるものでございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、採決賜りようお願い申し上げます。

○委員長（今村好市君） 説明が終わりました。

これより質疑を行いたいと思います。質疑ありませんか。

よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（今村好市君） 質疑を終結いたします。

議案第38号 平成27年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第1号）について採決を行います。

原案のとおり可決決定すべきものとするに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（今村好市君） 異議なしと認めます。

よって、議案第38号は原案どおり可決決定すべきものといたします。

次に、議案第39号 平成27年度板倉町水道事業会計補正予算（第1号）について、担当課長からの説明をお願いいたします。

荻野環境水道課長。

〔環境水道課長（荻野恭司君）登壇〕

○環境水道課長（荻野恭司君） それでは、議案第39号 平成27年度板倉町水道事業会計補正予算（第1号）

についてご説明申し上げます。

最初に、予算3条に係る部分ということで、収益的収入及び支出についてご説明申し上げます。今回の議案書の3ページをお開きいただきたいと思います。まず、収入となります1款1項2目受託工事収益500万円の追加補正ということでございますが、こちらにつきましては、ごみの広域化に係りますリサイクルセンター建設工事、この関係でそのリサイクルセンターに給水管を布設していくという工事についてでございますが、こちらにつきましては、衛生施設組合から町の水道事業に対して工事を委託すると、水道のほうで受託するということがございまして、その分について追加していくということでございまして、総額3億5,927万4,000円とするものでございます。

続きまして、支出でございます。4ページのほうをごらんいただきたいと思います。1款1項3目受託工事費、こちらにつきましては、今受けました500万円について工事費ということで計上させていただくというものでございます。

次いで、4目総係費、こちらにつきましては316万7,000円の減額ということでございますけれども、内訳としましては、後の資料をちょっと見ていただきたいのですが、15ページをお開きいただきたいと思います。下の段、支出の欄のやはり1款1項1目総係費についてでございますが、節の区分、給料から始まります人件費につきましては309万円を追加させていただくものです。また、広域関連負担金ということがございまして、備考の欄、群馬東部水道広域化システムデータ構築業務委託費用負担金、こちらにつきましては625万7,000円の減額ということでさせていただきまして、差し引き総係費が316万7,000円の減額とさせていただくものでございます。

今申し上げました広域化にかかわりましては、太田市を中心とした8団体で進めている内容でありまして、その中で板倉町については、営業所という位置づけで業務を進めることとなりますけれども、本所と同じように操作ができるようにということでのシステムを開発していこうという中で、団体8団体のうち4団体、太田市、板倉町等4団体が従来ジーシーシーを使ってきている。また、残り館林を含みます4団体が両毛電算を使ってきたということがありまして、その両社での入札ということで、最終的にはジーシーシーのほうに委託が決定したということがありまして、板倉については従来のデータが利用できるということから、今回その分減額させていただくということで進めさせていただくというものでございます。

最後に、資本的収入及び支出についてでございますが、支出につきましては、人件費を1万円ほど減額ということで、こちらについては細かくは説明は省かせていただきます。

以上でございます。よろしくご審議の上、ご採用いただきますようよろしくお願いいたします。

○委員長（今村好市君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（今村好市君） 質疑を終結いたします。

議案第39号 平成27年度板倉町水道事業会計補正予算（第1号）について採決を行います。

原案のとおり可決決定すべきものとするに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（今村好市君） 異議なしと認めます。

よって、議案第39号は原案のとおり可決決定すべきものといたします。

○閉会の宣告

○委員長（今村好市君） 慎重なご審議ありがとうございました。ただいま審議いただきました議案第37号から議案第39号までの審議決定については、明日6月10日の一般質問終了後、本会議で行います。

以上をもちまして本日の予算決算常任委員会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。ありがとうございました。

閉 会 （午前11時27分）